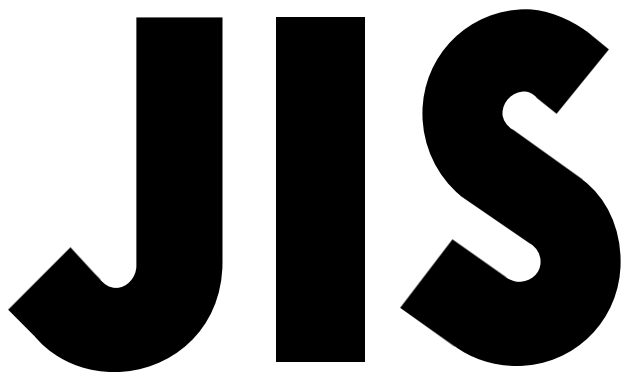




家庭用及びこれに類する用途の機器用ケーブル
第 1 部：一般要求事項

JIS C 8283-1 : 2025

令和 7 年 4 月 21 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	熊 田 亜紀子	東京大学
(委員)	青 木 真 理	川崎市地域女性連絡協議会
	岡 田 香 織	一般財団法人日本消費者協会
	上参郷 龍 哉	一般財団法人電気安全環境研究所
	清 水 洋 隆	一般社団法人電気設備学会
	高 尾 登	IEC/ACTAD 国内委員 (東京電力ホールディングス株式会社)
	田 原 房 枝	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	松 岡 雅 子	株式会社 UL Japan
	松 木 隆 典	電気事業連合会
	本 吉 高 行	一般社団法人電気学会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 11.7.20 改正：令和 7.4.21

官 報 掲 載 日：令和 7.4.21

原案作成協力者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 古関 隆章)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 熊田 亜紀子)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	3
4 一般要求事項	6
5 試験に関する一般注意事項	6
6 定格	7
7 機器用カブラの分類	7
8 表示	8
9 寸法及び適合性	10
10 感電に対する保護	11
11 接地の装備	12
12 端子及び終端	12
13 構造	13
14 耐湿性	18
15 絶縁抵抗及び耐電圧	19
16 コネクタ及び機器用アウトレットの挿入及び引抜きに必要な力	21
17 コンタクトの動作	24
18 高温用及び超高温用機器用カブラの耐熱性	24
19 開閉性能	26
20 通常操作	27
21 温度上昇	28
22 コード及びその接続	29
23 機械的強度	35
24 耐熱性及び耐劣化性	40
25 ねじ、通電部及び接続部	41
26 空間距離、沿面距離及び固体絶縁	44
27 絶縁材料の耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性	47
28 耐腐食性	48
29 電磁両立性（EMC）要求事項	48
附属書 A（規定）保証トラッキング試験	50
附属書 B（参考）工場で配線する機器用カブラの安全に関するルーチン試験	51
附属書 C（規定）試験計画	53
附属書 D（参考）典型的な導体断面積の比較	55

附属書 E（規定）周囲温度が 35 °C を超え 90 °C 以下で使用することを意図する 機器用カブラの追加試験及び要求事項	56
附属書 JA（規定）コネクタ及びプラグコネクタのルーチン試験	61
参考文献	62
附属書 JB（参考）JIS と対応国際規格との対比表	64
解 説	67

まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 8283-1:2021** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 8283 規格群（家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ）は、次に示す部で構成する。

JIS C 8283-1 第 1 部：一般要求事項

JIS C 8283-2-1 第 2-1 部：ミシン用カプラ

JIS C 8283-2-3 第 2-3 部：IPX1 以上の保護等級をもつ機器用カプラ

JIS C 8283-2-4 第 2-4 部：機器の質量によってかん（嵌）合するカプラ

JIS C 8283-2-101 第 2-101 部：電熱機器用カプラ

JIS C 8283-3 第 3 部：スタンダードシート及びゲージ

白	紙
---	---

家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー

第 1 部：一般要求事項

Appliance couplers for household and similar general purposes— Part 1: General requirements

序文

この規格は、2021 年に第 4 版として発行された **IEC 60320-1** を基とし、我が国の配電事情などを考慮し、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JB** に示す。また、**附属書 JA** は対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、家庭用及びこれに類する用途で使用する主電源用の電気機器への接続を目的とした、接地極（コンタクト又はピン）付又は接地極なしの、2 極の機器用カプラー（以下、機器用カプラーという。）の一般要求事項について規定する。

この規格は、機器又は装置（以下、機器という。）と一体化した又は機器に組み込んだ機器用インレット及び機器用アウトレットにも適用する。

この規格は、定格電圧 250 V 以下、定格電流 16 A 以下の交流電源用の機器用カプラーに対して適用する。
ただし、定格電圧 125 V の場合には、定格電流 20 A 以下の機器用カプラーにも適用する。

この規格が対象とする機器用カプラーは、通常、周囲温度が 40 °C 以下で使用するものとする。ただし、周囲温度の下限は -5 °C であって、24 時間の平均周囲温度は、35 °C 以下とする。

周囲温度が 35 °C を超え 90 °C 以下で使用する場合は、アクセサリの動作電流の低減に関する試験要求事項は、**附属書 E** による。

機器用カプラーは、次のように用いてはならない。

- **JIS C 8282-1** に規定するプラグ及びコンセントシステムの代用
- **IEC 61995** 規格群に規定する照明器具（DCL）又は照明支持カプラー（LSC）を接続するための装置の代用
- **IEC 61535** に規定する設備用カプラーの代用

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60320-1:2021, Appliance couplers for household and similar general purposes—Part 1: General